

(目的)

第1条 地域生活支援事業実施要綱3に規定する意思疎通支援事業のうち、八王子市失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、失語症者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。ただし、事業の全部または一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 失語症のため、意思の疎通に支障がある失語症者等(以下「失語症者等」という。)に対し、失語症者向け意思疎通支援者(以下「支援者」という。)を派遣することにより、失語症者等とその他の者との意思の疎通を円滑にする。

(派遣対象者)

第4条 この事業において支援者の派遣を受けることのできる者は、八王子市が指定する失語症サロンに失語症者登録証(様式第1号(様式略))を提出し、登録している八王子市に住所を有する者で、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた失語症者等。
- (2) 医師等から失語症であると診断を受けた失語症者等。

(支援者の要件)

第5条 この事業における支援者とは、自治体(八王子市以外の自治体も含む)が実施している「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」を修了、又は失語症支援に関する学識経験者で、かつ別記支援者の遵守すべき事項を守り従事する者で、市長が適当と認めた者をいう。

(支援者の登録手続)

第6条 前条に規定する支援者は、失語症者向け意思疎通支援者登録申請書(様式第2号(様式略))を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、名簿を作成のうえ申請者に対し、失語症者向け意思疎通支援者登録証(様式第3号(様式略))を交付するものとする。
- 3 支援者は、第1項により申請した登録内容と変更があるときは、失語症者向け意思疎通支援者登録事項変更届(様式第4号(様式略))を市長に提出しなければならない。
- 4 支援者は、登録証を紛失したときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(支援者の登録の取消)

第7条 市長は、支援者から登録辞退届(様式第5号(様式略))の提出があったとき、遵守事項に違反したとき、または市長が支援者として不適当と認めたときは、支援者の登録を取り消す。

- 2 前項の規定により登録を取り消された支援者は、登録証を市長に返還しなければならない。

(支援者の守秘義務)

第8条 支援者は、活動を行うにあたり失語症者等の人格を尊重するとともに、その活動に関して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。支援者としての登録を終了した後も同様とする。

(派遣の範囲)

第9条 支援者の派遣は、派遣を必要とする失語症者等からの申請、及び八王子市が指定する失語症サロンの運営に限り団体からの申請に基づいて行う。ただし、派遣申請の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣は行わないものとする。

- (1) 営利に関するもの
- (2) 宗教・政治活動に関するもの
- (3) 一件につき6時間を超えるもの。ただし、健康・医療及び冠婚葬祭に関するものを除く

(派遣手続)

第10条 支援者の派遣を必要とする失語症者等は、原則21日前までに失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書(様式第6号(様式略))を市長に提出し、申請する。ただし、緊急時にはこの限りではない。

- 2 市長は前項の申請に基づき、前条に規定する範囲に照らし、支援者を派遣するものとする。
- 3 支援者は、登録証を携帯し派遣活動を行うものとする。
- 4 支援者は、活動終了後すみやかに失語症者向け意思疎通支援者活動報告書(様式第7号(様式略))を市長へ提出するものとする。

(活動費等の支払)

第11条 市長は、前条第4項の規定により活動報告書の提出があった場合には、別表1に基づき活動費等を支払うものとする。

(費用及び利用者負担)

第12条 市は別表1に定める費用の百分の百に相当する額を支援者に支払うこととし、利用者負担は無料とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

失語症者向け意思疎通支援者活動費基準表

項目	内容	金額
活動費	1件につき1時間以内のとき	(基本料金)3,300円
	1件につき1時間を超えるとき	15分ごとに300円を加算
交通費	派遣に必要最低限の交通費に限る。	実費 ただし、5,000円/月を上限とする。

別記 支援者の遵守事項

八王子市失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱に基づく支援者は、本事業において以下の事項を遵守するものとする。

- 1 支援者として活動するときには、登録証を携帯すること。
- 2 本事業において、営利、政治及び宗教に係る活動をしないこと。
- 3 本事業で知り得た個人または団体の秘密は、他に漏らしてはならない。支援者としての登録を終了した後も同様とする。
- 4 支援者の自家用車に利用者を乗せる、利用者の自家用車に乗ること等は、派遣事業として認めない。
- 5 交通状況などにより依頼時間に遅れることが想定される場合、必ず委託団体に連絡し指示を仰ぐこと。
- 6 時間的余裕のない複数の依頼を受けないこと。
- 7 依頼時間を30分過ぎても、依頼者が来ない場合、委託団体に連絡し指示を仰ぐこと。
- 8 派遣日程については、失語症者の都合を優先とすること。
- 9 活動において判断に窮する場合は、委託団体に連絡し、指示を仰ぐこと。
- 10 活動報告書は活動後早急に、遅くとも翌月5日までに必ず委託団体に提出すること。